

i 転入届などの届出期間延長

転入届や転居届は、住み始めてから14日以内に届け出る必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、期間を過ぎた場合でも通常通り手続きが可能です。届け出を急ぐ必要がない人は、混雑時を避けお越しください。

※行政サービス（児童手当、小中学校の転校、保育園・幼稚園関係、各種健康保険、介護保険、福祉サービスなど）を受けている人は、影響がある場合があります。あらかじめご確認ください。

●問い合わせ 役場住民課 住民係
☎096(293)3112

i 児童手当・特例給付現況届

児童手当・特例給付を受給している人は、毎年6月中に現況届を提出する必要があります。今年度は郵送での提出も受け付けます。窓口の混雑を防ぐため、郵送での提出にご協力ください。必要書類などは6月上旬にかけて手当を受給している人に郵送で通知します。

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係
☎096(293)3510

i 重度心身障害者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成

重度心身障害者医療費助成とひとり親家庭等医療費助成は、診療月から1年間申請できます。役場への来庁回数を減らすため、可能な限りまとめて申請ください。

●問い合わせ 役場福祉課 障害福祉係、福祉係
☎096(293)3510

町 町の対応

●BCP（事業継続計画）について
職員の密集状態を緩和するため、職員の時差出勤を行っています。電話、郵送での対応を増やし、「三密」の状態をできる限り減らし、業務にあたっています。また、職員が発症した場合でも、機能が停止してしまわないために、元担当職員などで作る臨時体制を作っています。臨時体制での業務訓練を通常勤務の中で並行して行い、業務継続ができる体制に努めています。

i 貸付制度

新型コロナウイルス感染症の影響での休業や失業で収入が減少し、生活の維持が難しい世帯への貸付制度があります。

細かい要件は、ホームページでご確認いただくかお問い合わせください。

①緊急小口資金
1世帯10万円以内（状況により20万円以内）
②総合支援資金
単身世帯 月15万円以内
複数世帯 月20万円以内
※①と②を同時に申請はできません。

●問い合わせ 町社会福祉協議会
☎096(293)2027



目 手続・申請

来庁せずにできる手続きがあります。感染予防のため混雑の緩和にご協力ください。

i 各証明書などの郵送請求

住民票の写し、戸籍関係証明書、税務関係証明書の請求や転出の手続きは郵送でできます。また、マイナンバーカードを使って各種証明書をコンビニエンスストアなどで取得することもできます。

※マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限が切れた場合には、更新手続きが必要ですが、期限後も新しい電子証明書を発行できます。

●問い合わせ 役場住民課 住民係
☎096(293)3112

金 経済対策

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の皆さんへのお知らせです。詳しくはお問い合わせください。

i 県金融円滑化特別資金

急激な経営悪化などの影響を受ける中小企業者の資金繰りを支援するため、県金融円滑化特別資金が設置されています。

利用条件	資金名
売上高減少	県独自
売上高 15%以上減少	危機関連保証
売上高 20%以上減少	セーフティネット保証4号

※危機関連保証、セーフティネット保証4号は、町の認定が必要です（原則：町で3カ月以上継続して事業を行っていること）。県金融円滑化特別資金を活用した中小企業者に対し、利子補給を行います。

●補給対象者
・県金融円滑化特別資金を活用した企業者
・町内に住民票がある（個人）
・町内に本社をがある（法人）
・町税の滞納がない

●補給対象融資限度額 1,000万円
●利子補給期間 3年以内（全額）
※1月～12月の間に支払った利子の補給を翌年1月に申請してください（毎年）。補給時期は3月の予定です。

●問い合わせ 役場商業観光課 商業観光係
☎096(293)3115

i 融資・経営などの相談（要予約）

町内事業主を対象に、融資や経営などの相談が受けられます。毎週木曜日には社会保険労務士への相談もできます。

●問い合わせ 大津町商工会
☎096(293)3421

i 人権への配慮について

感染者やその家族、医療従事者などが不当な差別や偏見にあう事例が報告されています。

不確かな情報で人権侵害に繋がらないよう冷静な行動をお願いします。

●問い合わせ 役場人権推進課 人権推進係
☎096(293)7920

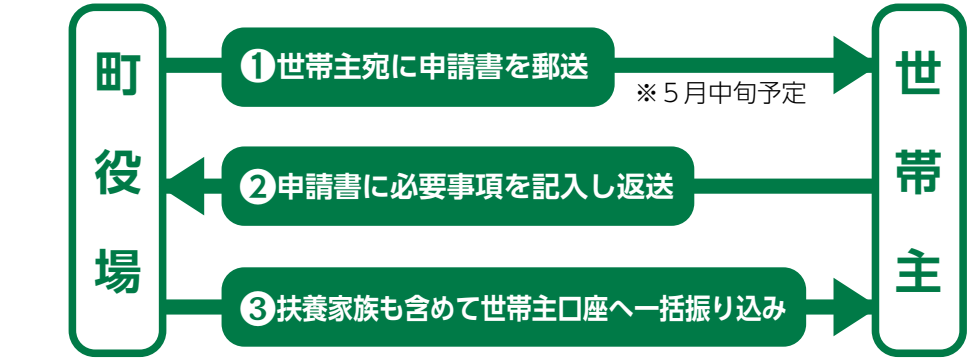


「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」
国民1人あたり 10万円の給付が行われます！

i 特別定額給付金について（4月24日現在） ●問い合わせ「特別定額給付金」専用窓口 ☎096(285)7787

給付金（1人10万円）を受け取るためには

A 郵送での申請方法



B オンラインでの申請方法

・マイナンバーカードを持っている人のみ利用ができます。
・政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」の申請画面から、世帯主や世帯員の情報、振込先口座を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードして、電子申請を行うことができます。
※5月上旬予定

i 持続化給付金について（4月24日時点） ●問い合わせ 中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎0570(78)3183（休日可）

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために事業全般に広く使うことができる給付金を支給します。

●給付額 昨年1年間の売上からの減少分法人（200万円、個人事業者100万円が上限）
●支給対象 売り上げが前年同月比でひと月50%以上減少した、資本金10億円以下の中小企業や個人事業者（会社以外の法人も含む）
●支給金額・計算方法
2019年売上総額（事業収入） - 2019年～2020年の同月売上比較で50%以上減少し、かつ一番金額が少ない月の売上 ×12

新型コロナウイルス感染症についてどこに相談して良いか迷ったら？

事前予約制 総合相談窓口・開設

新型コロナウイルス感染症対策支援に関する総合相談窓口を開設しました。専用電話で相談内容を連絡すると専門相談機関への紹介、対面での直接相談を受けることができます。まずはご連絡ください。

専用電話 096(293)3277

●受付場所 町まちづくり交流センター
●受付時間 午前9時～午後3時（平日のみ）
※正午から午後1時を除く

体調が悪い。
新型コロナウイルスに感染していないか不安……。

医療機関の受診について

37.5度以上の発熱などの風邪の症状がある場合はまず、外出を控え、体温を測り記録をつけてください。そして、4日以上続いたとき（高齢者や持病がある人は2日以上）や、強いだるさ、息苦しさがある場合は医療機関を受診する前に菊池保健所にご連絡ください。また、事業所などで感染が確認され、菊池保健所から消毒作業の指示があった場合はご協力をお願いします。

●問い合わせ 菊池保健所（帰国者・接触者相談センター）
午前9時～午後7時（土・日・祝日も可）

☎0968(25)4138